

諮問庁：独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

諮問日：令和4年3月28日（令和4年（独情）諮問第18号）

答申日：令和4年12月1日（令和4年度（独情）答申第42号）

事件名：特定保険証書番号に係る契約関係書類等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った令和3年11月25日付け機構1159号による不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

法第一章の（目的）1条この法律は・・・国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とすると、5条法人文書の開示義務。

(2) 意見書

諮問庁に対して閲覧させることは適当でない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 令和3年10月25日付「法人文書開示請求書」により、開示請求者から、機構に対し、同請求書に記載された法人文書について法4条1項の規定に基づく開示請求があり、同月29日に受付した。

(2) 開示請求手数料が不足していたため、補正依頼の準備を進めていたところ、同年11月8日に開示請求者から自発的な補正（開示請求手数料の送付）があったため、同日受領し、同月16日に開示請求を受理。

(3) 当機構は、機構第1159号(R3. 11. 25)「法人文書不開示決定通知書」により、法人文書の存否を明らかにしない旨の不開示決定(原処分)を開示請求者に通知した。

(4) 当機構において、開示請求者を審査請求人とする令和4年2月20日付「審査請求書」を同月28日に受理した。

2 審査請求の概要

(1) 審査請求の趣旨

原処分を取消し、開示を求める。

(2) 審査請求の理由

法1条(目的)及び法5条(法人文書の開示義務)に照らして、原処分に不服があるため。

3 審査請求に対する検討及び結論

本審査請求に係る原処分については、開示請求の対象となる法人文書が、特定の保険証書番号に関するものであり、対象文書の存在又は不存在を回答(開示又は不開示決定)することによって、特定の保険証書番号に基づく保険契約の存在の有無が明らかとなり、特定の個人を識別することができる情報(保険証書番号)が開示されることとなるため、法5条1号の不開示情報を開示することとなることから、法8条の規定に基づき、法人文書の存否を明らかにしないこととする旨を決定をしたものであり、原処分を維持することが妥当であると考えます。

4 その他

本件において、開示請求者あてに法人文書開示請求を受理した旨を連絡した際、個人に関する情報は法5条1号の不開示情報に該当するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)13条1項に基づく保有個人情報開示請求を行っていただくよう案内し、保有個人情報開示請求書の様式もあわせて送付したが、その後、開示請求者による本件に係る保有個人情報開示請求はなされなかった。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和4年3月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月27日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年10月14日 | 審議 |
| ⑤ | 同年11月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、機構が保有する複数の保険証書番号を指定し、それらに対応する保険契約に係る文書(本件対象文書)の開示を求めるものであ

るところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、機構が保有する特定の保険証書番号を指定して行われているものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、当該保険証書番号に対応する保険契約が存在するという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が開示されるとの同様の結果を生じさせるものと認められる。

(2) 諮問庁は、上記第3の3のとおり説明する。

(3) これを検討するに、そもそも、番号や記号については、例えば、試験の受験番号や何らかの整理番号のように、それらが記載された文書が開示されたとしても、その記載のみでは直ちに当該番号や記号に対応する個人の権利利益が害されるとは考えられないところであるが、当該番号や記号の性質、その付され方、使われ方等によっては、個人の氏名が明らかでなくても、その記載のみが公にされるだけで、当該番号や記号に対応する個人の権利利益が害される事態が生じることもあると考えられる。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、機構が保有する保険証書番号は、機構が締結した保険契約単位ごとに付与されるもので、機構における保険業務及び契約管理のために使用され、また、当該番号に対応する契約者等（被保険者、保険金受取人等も含む。）の氏名、生年月日、住所等の個人情報を引き出すこともできる情報である旨説明するが、その内容に不自然・不合理な点はなく、首肯できる。

そうすると、本件存否情報が公になると、当該番号に対応する保険契約者の知人等を始め第三者が、何らかの手段で当該番号に対応する保険契約者を特定することができる情報を入手し、保険契約者本人になりすまして同人及び当該保険契約に関する情報を入手したり、場合によっては、それらの情報を基に保険金を不正に取得したり、同人の知らないうちに契約の変更、解約等を行うなどのおそれが生じることを否定することはできない。

したがって、本件存否情報は、その性質等からみて、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある法5条1号本文後段の不開示情報に該当するものと

認められ、また、当該情報が同号ただし書イないしハに該当するとする事情は認められない。

(4) 以上によれば、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不
開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文
書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認めら
れる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示す
ることになる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにし
ないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると
認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

- 1 機構が保有している特定保険証書番号Aと特定保険証書番号Bの契約関係書類，保険手続書類，その他保険に関する手続書類，特約請求関係書類，貸付金の借入返済のわかる書類，失効又は解約手続書類，委任状も加えて，失効又は解約還付金のわかる書類

- 2 機構が保有している特定保険証書番号Cと特定保険証書番号Dの契約関係書類，保険手続書類，その他保険に関する手続書類，特約請求関係書類（支払いも），貸付金の手続書類関係，貸付金の借入・返済のわかる書類，失効又は解約手続関係書類，解約又は失効還付金のわかる書類・傷害保険に関する手続，支払のわかる書類